

第2回世田谷区子ども・子育て会議議事録

▽日 時

令和6年7月12日（金）午前9：30～

▽場 所

2庁大会議室

▽出席委員

加藤（悦）会長、久保田副会長、猪熊委員、佐藤委員、米原委員、半田委員、西委員、三瓶委員、加藤（剛）委員、小嶋委員、石井委員、宮越委員、奥村委員、安藤委員、橋本委員

▽欠席委員

林委員、高橋委員、金子（貴）委員、金子（永）委員

▽事務局

松本子ども・若者部長、嶋津子ども・若者支援課長、寺西児童課長、瀬川子ども家庭課長、石山児童相談支援課長、北川保育課長、松岡保育認定・調整課長、小林（保育の質）副参事、大里（保育の質）副参事、宮川障害施策推進課長、真鍋健康推進課長、米倉乳幼児教育・保育支援課長、赤司（学校経営・教育支援担当）副参事、河島児童相談所長、藤原子ども家庭支援課長

▽資 料

- ・資料1 世田谷区子ども条例の一部改正（素案）について
- ・資料2①子ども・若者総合計画（第3期）（素案）概要版
- ・資料2②子ども・若者総合計画（第3期）（素案）
- ・資料2 参考資料 教育・保育事業のうち、保育の需要量見込みの推計及び確保の方向性について
- ・資料3 令和6年度保育待機児童等の状況について
- ・資料4 「世田谷区保育の質ガイドライン」の改訂について
- ・資料5 世田谷区生活保護世帯から進学する若者のための給付型奨学金
- ・世田谷区子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」令和5年度活動報告書
- ・令和6年度子ども・子育て会議委員名簿

▽議事

嶋津課長

皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、令和6年度第2回子ども・子育て会議を開会いたします。

オンラインの皆さん、音は聞こえていますでしょうか。ありがとうございます。あと、こちらは空席が何名かいらっしゃいますけれども、多分小田急線の遅れだと思います。今日、小田急線が遅れているという情報が入っていましたので、何名か今こちらのほうに向かっているということをお聞きしております。ただ、時間になったので進めさせていただきます。では、着座にて進めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、また雨の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。議事に入るまでの間、事務局として進行を務めさせていただきます、子ども・若者支援課長の嶋津と申します。どうぞよろしくお願いします。

本会議は、対面とZ o o mを併用しての実施ということになります。御協力をよろしくお願いいたします。あちらのスクリーンでそれぞれ御確認いただければと思いますので、よろしくお願いします。

なお、Z o o mでの参加は、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、あと、世田谷区立幼稚園・こども園P T A連絡協議会会長が交代されましたので、今回から御参加いただく〇〇委員となります。よろしくお願いします。また、本日は、事前に林委員、高橋委員、金子貴昭委員より欠席の御連絡をいただいております。ほかの方は遅れて到着ということになるかと思います。

なお、本日も議事録作成のために録音、また速記者が同席させていただきます。あらかじめ御了承をよろしくお願いいたします。

続きまして、資料の確認でございます。各委員の机の上に次第以下、資料1から5、あと世田谷区子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」令和5年度活動報告書、令和6年度子ども・子育て会議委員名簿を配布しております。資料の御確認をよろしくお願いします。

本日の議題でございますが、審議案件が2件、報告案件が3件、配布資料が1件という内容でございます。

それでは、開会に当たりまして、子ども・若者部長の松本より御挨拶させていただきます。では、松本部長、お願いします。

松本部長

おはようございます。子ども・若者部長の松本です。本日は、お忙しい中、また、お足元の悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日ですけれども、重要案件がメジロ押しとなっております。第1回でも少し申し上げたかと思えますけれども、今年度は子ども・若者施策の重要な事項を決めていく、本当に勝負の年だと思っております。そういったことから、今日も本当に重要な案件を出させていただくこととなりました。

1つ目としましては、子ども条例の改正に向けた素案になります。令和4年度、令和5年度と子ども・子育て会議に権利部会を設けまして議論いただいた内容を、このたび素案という形でまとめることができました。ちょうど昨夜も、久保田副会長や〇〇委員にも御協力いただきまして、子ども条例検討プロジェクトのほうで中高生12人ぐらいにお集まりいただきまして、前文とか権利カタログ、また目指すまちの姿などを、青少年協議会の若者委員に本当に上手にファシリテーターをしていただきまして、皆さんの活発な御議論をいただきました。昨日は区長にもその場に同席いただきまして、意見交換などもしたところです。本日お示しする素案のほうには、まだそちらの部分は反映できておりませんけれども、子どもたちからの意見と、また本日の議論を踏まえまして、来月、この素案について庁内決定を進めていきたいと考えております。

また、2つ目ですけれども、令和7年度からの子ども・若者総合計画（第3期）の素案をまとめたところです。こちら昨年度から全9回にわたりまして計画部会で御議論いただいた内容となります。その間に子どもたちの声を聴くところから、その声から見えてきた課題ですとか、子どもと子育て家庭を取り巻く現状、そして向こう10年を見通したときに、子ども人口の減少が見込まれる中で、子どもを権利の主体とした施策を妊娠期から若者期まで地続きでどのように展開していくのか、とても多岐に及ぶ、また難しい議論をこの間進めていただけてきました。部会の皆様におかれましては、この間、本当に貴重な御議論をいただきましてありがとうございます。改めて感謝を申し上げます。こちら条例の素案と併せまして、本日、御議論をいただきまして、来月、区の庁内で素案としまして庁内決定へ向けて進めていきます。その後も議会報告等も経ながら、またパブリックコメント等に付しながら、案に向けて部会での議論を進めてまいりますので、今後とも引き続きよろしくお願い申し上げます。

そういったことで、重要案件はほかにもございます。本日は審議案件2つ、報告案件3つとなります。限られた時間ではございますけれども、皆さんの活発な御議論をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

嶋津課長

松本部長、ありがとうございました。

続きまして、新規委員の紹介をさせていただきたいと思います。お手元に世田谷区子ども・子育て会議委員名簿を配布させていただいております。このたび世田谷区立幼稚園・こども園PTA連絡協議会の会長が交代されたということで、宮越麻衣委員が新しく就任されております。オンラインで御参加いただいておりますので、宮越委員、一言よろしくお願いしたいと思います。

委員

世幼Pの会長であります宮越と申します。今回からよろしくお願いいたしますします。

嶋津課長

ありがとうございます。引き続き、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、世田谷区のほうから2件ほど事前に御報告したいお話がございます。まず、保育課長のほうからお話をさせていただきます。

事務局

保育課長の北川でございます。よろしくお願いいたします。私のほうから、この間、私立認可保育園で虐待行為で保育士が逮捕されたということで、そちらの御報告というか、おわびを含めてお伝えさせていただければと思います。

この間、多くの報道等で取り上げられておりましたが、5月7日と9日に起こった私立認可保育園での虐待行為について、虐待を行った当該保育士が6月25日に逮捕されております。この間、皆様には本当に御心配をおかけしまして申し訳ございませんでした。区では、この間、保育のサポート訪問ですとか指導、検査など、虐待（不適切な保育）の未然防止に取り組んでいる中で、このような事態になってしまったことについて大変重く受け止めているところでございます。本件につきましては、6月17日と7月4日の区議会の特別委員会で発生の御報告と、この間の経過の御報告をしているところでございます。引き続き警察のほうでまだ捜査が続いていますので、区としては捜査に全面的に協力をしていきたいと思っております。

また、園への支援につきましては、この間、当該の園に複数回サポート訪問に行っておりまして、また、系列園がございますけれども、系列園にも訪問をしておりまして、今のところ大きな混乱はないと聞いておりますが、引き続き、系列園も含めまして、園への支援、また運営法人への指導、助言など、園児の安全確保を最優先に対応を行うとともに、再発防止に向けて取り組んでいきたいと思っております。この間、本当に御心配をおかけして申し訳ございませんでした。引き続き、よろしくお願いいたします。

嶋津課長
事務局

続きまして、もう1点ございます。児童相談支援課長、お願いします。

おはようございます。いつもお世話になっております。児童相談支援課長の石山でございます。私のほうからは、令和6年5月14日に社会福祉法人福音寮の前理事長が逮捕されたという報道についてお話をさせていただきます。委員の皆様には大変御心配をおかけしまして申し訳ございませんでした。

区及び当該法人ですけれども、この報道を受けまして、速やかに施設利用児童の保護者に説明や通知は行っております。特に、前理事長が施設長を兼ねていた児童養護施設なのですけれども、こちらは日常的な関わりが深いということから、5月14日火曜日に緊急児童集会を実施して子どもへの説明をしております。そして、翌日以降、子どもの保護者への説明を行ったところであります。それと、児童養護施設は、都区で児童相談所設置自治体が所管する児童養護施設を相互に活用しておりますので、それにつきましても、臨時で都区合同所長会を開催いたしまして、子どものケアを最優先に子どもとの面接を行ってまいりました。現時点では大きな動揺というのは表面的には見られてはおりませんが、ただ、今後も継続的に丁寧に子どもの状況は見てまいりたいと思っております。また、職員の動揺につきましても、今、本当にみんなで頑張っているところではありますけれども、ケアも本当に大切だと思っておりますので、法人と対応を確認しているところでございます。

なお、理事長につきましては、5月18日に前理事長が解任されて、5月19日付で新しい理事長が就任しております。また、施設長も兼任しておりましたので、5月18日付で前施設長が解任されて、19日付、新しい施設長が就任しております。事業の運営につきましても、変わらず継続をしているところでございます。

本件のような事件が二度と起こらないように、当該法人が実施する再発防止のための検証、その動向を踏まえるとともに、区内で児童福祉に携わる職員への子どもの権利擁護に関する研修も強化して、職業倫理の確立に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

嶋津課長

区のほうから議事に入る前に御報告させていただきたい点が2点ございましたので、お時間をいただきました。

それでは、早速でございますが、今後の議事につきまして、加藤会長、よろしくお願いいたします。

加藤（悦）会長

おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、今日もたくさんありますので、早速議事に入りたいと思い

嶋津課長

ます。

まず、議事1番の世田谷区子ども条例の一部改正について（素案）です。それでは、事務局からの御報告をお願いします。

それでは、世田谷区子ども条例の一部改正（素案たたき台）について御説明させていただきます。

資料1でございます。世田谷区子ども条例の一部改正（素案たたき台）についてという資料を御覧ください。こちらは、この条例改正に向けまして、子ども・子育て会議から本年3月に答申をいただいたところです。この間、その後も区議会での議論、あと子どもの声を聴きながら検討した結果や、こども基本法の施行などの動向も踏まえまして、「子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていく」ことを目指し、条例の一部改正（素案たたき台）という形でまとめております。その内容が1の主旨のところに書かれております。

2のこれまでの経過については記載のとおりです。この間、子ども・子育て会議等の開催の回数などが書いてあります。

1ページめくっていただきまして、2ページ目を御覧ください。3の素案たたき台の内容でございます。こちらが別紙1、後ほど御説明しますが、改正条例素案の条文資料、別紙2が新旧対照表となっております。別紙1、別紙2のうち、前文、目標、あと権利カタログといった、まだ空白になっている部分があるんですが、そこは子どもたちが考えた条文が入ります。昨日、最終日を迎えたんですが、子ども条例検討プロジェクトというところで検討を行っております。昨日の夜、終えたばかりということもございまして、具体的な条文については改めて御報告ということにさせていただきたいと思っております。

では、早速ですが、まず13ページからの新旧対照表で説明させていただきたいと思います。13ページでございますけれども、素案の内容につきまして、別紙2の新旧対照表の右端の列に「主な改正内容の説明」という部分がございます。こちらを見ていただきながら御説明したいと思います。本日、組み込まれている資料の字が小さくなってしまったものですから、改めて、もう1枚、A4横に少し大きくしたものを配っておりますので、そちらのほうを御覧ください。オンラインの方は拡大すると見られるかなと思ったんですが、机の上に配った資料は字が細かくなってしまったので、A4横の大きいほうで見てください。

まず、条例の名称です。子どもの権利を基盤にした総合条例を目指し、改正される条例を活用して「子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていく」ことを目標とするため、現行の子ども条例に「権利」と

いう文言を追記した世田谷区子どもの権利条例と名称を変更いたします。

続きまして、前文です。前文は、条例の主役である子どもが、条例を自分のものとして受け止め、自分たちの条例として生かすことができる条例にするため、子どもたちの思いをそのまま記載するようにしたいと考えています。そして、この子どもの思いを大人たちが受け止めた上で、次に区と大人の責務や決意表明を前文に記載していく、今そのような形で予定をしております。

続きまして、14ページです。第1章、総則のところです。条例制定の趣旨（第1条）については、本条例が子どもの権利を基盤にした条例を目指していることから、子どもの権利を保障するということを明記していきます。

続きまして、言葉の意味（第2条）につきましては、現行条例では、条例全体を通して通用される文言の定義づけがされておらず、疑義が生じかねないということもありましたので、様々な主体を新たに定義していくというものです。

例えば、「子ども」については、一律で18歳で区切ることで支援が分断されてしまうことがあるため、18歳を超えても子どもと同等の子ども施策を受けることが適当である人がいるということを念頭に置き、範囲を広げて定義します。また、「大人」については、この条例を読んだ大人が、かつて自分が子どもだったときのことを思い出して、子どもの権利を自分事として捉えてほしいということで定義したいと考えております。

続いて、条例の目標（第3条）につきましては、こちらも前文と同様、子どもたちが考えた目標を記載した上で、大人の目標を記載していくということです。続いて、大人の目標には、子どもの権利は大人から付与されるものではなく、子ども一人ひとりが既に権利をたくさん持っていることを示す必要があるため、これまでの記載に加えて、子どもの権利を尊重する文化及び社会をつくることを明記してまいります。

続きまして、15ページです。第2章、子どもの権利、こちらは新設の章となります。現行条例では、子どもたちが保障されるべき権利の具体的な定義がございませんでしたので、当事者である子どもや周りの大人たちに子どもの権利について知ってもらい、地域の中で着実にこの権利を保障していくため、子どもの権利を具体的にここに規定していくというものです。

基本となる権利（第4条）につきましては、子どもの権利条約に規定

する権利を引用し、子どもたちにとって基本となる権利、いわゆる子どもの権利条約の4つの一般原則を明記してまいります。

続いて、第5条から第9条については、世田谷の子どもたちが直面している課題に対して、子どもの権利の視点から光を当て、網羅的かつ具体的に対応するため、子どもたち自身が考え、検討し、必要と考えた権利を各条文に個別に規定していきます。

続きまして、16ページ目を御覧ください。第3章、子ども・子育てを支え合う地域づくり、こちらも新設となる章でございます。現行条例から見直すポイントとしては、保護者や区民については、現行条例は全て「務め」という表記になっておりましたが、保護者や区民は「務め」を「役割」に改める。一方で、子どもが日常的に活動する場となる学校、あと子どもに関わる施設や団体、区については、「務め」を「責務」という形に改めて文字を整理しております。

続きまして、保護者の役割（第10条）については、保護者は自分の都合で子どもをコントロールしたり、虐待してはいけないということを規定します。また、保護者の孤立を防ぎ、子育てしやすい環境づくりを後押しするため、地域で子育てを支えられることを明記してまいります。

続いて、区民・団体の役割（第12条）です。こちらは、全ての区民、団体、事業者に、地域の中で、子どもと子育て家庭を見守り、ともに住みやすい地域をつくっていかうという感覚を持ち、特に子どもの権利が保障された地域づくりに努める役割があることを規定します。

続きまして、17ページを御覧ください。第4章、基本となる政策についてです。現行条例の第2章、基本となる政策に規定されている内容を見直し、引き続き本章で規定してまいります。

子どもが参加・参画できる機会の確保と意見や想いの尊重（第15条）については、現行条例第11条、子どもの参加をより踏み込んだ内容に改めます。また、多様な意見表明の場を確保するとともに、乳幼児など言語による意見表明ができない子どもの思いを受け止めることについて明記してまいります。また、受け止めた思いをきちんと子どもたちにフィードバックすることについても新たに規定してまいります。

続きまして、18ページを御覧ください。子どもの居場所づくり（第16条）については、現行条例第10条で場の確保を、より踏み込んだ内容に改めます。子どもの権利を尊重した、子どもの居場所に必要な要素などを明確に規定してまいります。

いじめや差別の予防など（第18条）や、貧困などの対策（第19条）については、いじめ、差別、貧困やヤングケアラーなど、社会的に不利な

状況にある子どもの権利の問題に対する政策を新たに規定してまいります。

続きまして、19ページを御覧ください。子どもの権利学習の支援（第21条）です。子どもたちへの支援だけでなく、権利学習を実施する立場にある、子どもに関わる職員や区職員等が子どもの権利全般について理解し、子どもに教えることができるよう支援する必要があることについても規定してまいります。

続いて、人材育成（第23条）については、条例の理念を実践していくためには、子どもの意見形成、意見表明をサポートする担い手となる人材の育成や循環が必須であることから、人材育成についても規定してまいります。

続いて、普及啓発（第24条）は、本条例の認知度を高めていくため、子どもに対してだけでなく大人に対しても働きかけを行っていくことを明記します。また、機運を醸成するため新たに「世田谷区子どもの権利の日」を定めるということでございます。

続きまして、20ページを御覧ください。第5章、子どもの権利擁護は、現行条例でもせたホッとについて規定しております。なお、こちらの子どもの権利には、大人と同じ人権、いわゆる人間としての権利だけでなく、子ども期特有の権利も含まれ、権利行使の主体であることをより明確化する必要があるため、「人権擁護」という言葉を「権利擁護」という言葉に改めてまいります。

続きまして、21ページです。擁護委員への協力など（第28条）についてですが、こちらは擁護委員の独立性の尊重という部分を明記してまいります。

続きまして、22ページです。せたホッとにいる相談・調査専門員（第34条）については、相談・調査専門員の位置づけと役割分担をしっかりと明記してまいりたいということで、文字数が増えております。

続きまして、23ページ目を御覧ください。第6章、推進計画・推進体制・評価検証などを、現行条例にも項目はありますが、1つの章にまとめて再構成しております。

評価検証など（第39条）については、区の施策の評価・検証と、子どもの権利に関する普及啓発を子どもの権利保障の視点で行う、いわゆる第三者機関——今、(仮称)子どもの権利委員会という名称をつけておりますが——を新たに設置することを規定してまいります。(仮称)子どもの権利委員会については、別途制定予定の子どもの権利委員会設置条例のほうで定めていきたいと考えております。

それでは、資料の２ページ目に戻っていただきまして、４の今後のスケジュールというところを御覧ください。スケジュールは記載のとおりでございますが、９月にはパブリックコメントの実施、１０月には条例に関するシンポジウムの開催を予定しております。あと、庁内の政策会議などを経て、４月の条例施行を目指してまいりたいと思います。

長くなりましたが、私からの説明は以上です。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。条例づくりに当たっては、権利の主体である子どもたちと一緒に上げていこうということで、子ども条例検討プロジェクトのほうも一区切り話合いが終了したということでした。

それでは、この件につきまして、御意見、御質問などありましたらお願いいたします。

久保田副会長 久保田です。私から１つ意見というか、メールでもちょっと意見させていただいた部分ですが、第１４条です。第１４条の主語が区になっているんです。主語が区ではないのではないかとというか、区も含めた、もっと広い範囲が主語ではないかという御意見をさせていただいて、「子どもを含むすべての区民とともに」と入れていただいたんですが、主語が区だけになっているので、やはり主語を区も含めたほかの全ての者を入れていただいたほうが、せっかく第１３条で区の責務ということで、区の責務は１３条で書かれていますので、ここは分けて第１４条にしたというところの意味も含めると、主語自体を「子どもを含めたすべての区民」、区、事業主、雇い主、ちょっと長くなってしまうかもしれませんが、全ての主体がやさしいまちづくりに取り組むという文章にしたほうがいいのではないかなと思いました。一意見としてお伝えしておきます。

では、私も全４回参加させていただきましたので、少し御報告というか、どんな感じだったのかというところをお伝えさせていただければと思います。昨日までで全４回、小学校、中学校、高校生のお子さんたち、固定メンバーでしたけれども、もちろんお休みとかも含めると、毎回１２人ぐらいのお子さんたちが参加をしてくれて、青少協の若者委員が最低でも３名、多いときは５名参加してくれて、お話があったと思いますが、前文と権利カタログと目指したい何とかなのまちみたいなキャッチフレーズの３点を検討しました。筋道は事務局の方たちでつくっていただきましたが、実際の議論はお子さんたち、若者委員が中心となって、見えて本当に思いましたけれども、すごく子ども目線で、柔軟な意見というか、大人からではなかなか出せないだろうみたいな意見がたくさん出ましたし、昨日なんかは特にそうでしたが、昨日はもう集約をしなければいけないということで、その中で子ども同士の意見がぶつかるとい

うか、こうじゃない、ああじゃないみたいな話合いが行われていて、そのときも大人側は口を挟まないように我慢していたんですけども、でも、やっぱり子どもというのはすごいなと思いましたが、ちゃんと人の意見も柔軟に受け入れて、そこは若者委員が引っ張ったりもしていましたけれども、その中できちんとした合意形成ができて、すごくいいものになったのではないかなと思っています。

今、恐らく最終段階で、昨日もうあらかたまとまっていますが、事務局がそれを整理して、この条例に入れ込む作業をこれからされると思いますので、ぜひ前文と権利カタログとキャッチフレーズを楽しみにしていただいて、また見ていただいて御意見等をいただければと思います。一応10月にフィードバックという形で、もう2回ほどやられる予定だということです。本当にお子さんたちは積極的に、みんなががんがん意見を出していましたし、世田谷区の未来は明るいなと本当に思うようなものでしたので、私は参加させていただいて非常に勉強にもなりましたし、すごく面白かったです。ありがとうございました。

加藤（悦）会長 ありがとうございました。先ほどの1つ目の子どもにやさしいまちをつくり出していく主体をどうしていくのかという部分に関しては、要検討ということにさせていただくことになるかと思います。ありがとうございました。

委員 ほかにはいかがでしょうか。それでは、〇〇委員、お願いします。

御説明くださってありがとうございました。すみません、今さらという感じもあるんですが、ウェルビーイングの定義について幾つか確認をしたいところがありました。第1条で以下「ウェルビーイング」といいますと書いてあるんですが、この場合、どこからどこまでがウェルビーイングなのかというので、後で使われるウェルビーイングの概念とか、あるいは文言のつながりが少し変わってくるのかなと思いながら見ていました。第1条で見る限りは、主語が「一人ひとりの子どもが」と入っているの、この子どもの権利条例の中でウェルビーイングという言葉を使ったときには、子どものというのが括弧して前につくのかなと思っているんですが、それはそれで正しいのでしょうか。

それに関わるところで言うと、第3章の保護者の役割の第10条3の文言で、「保護者自身もウェルビーイングであることが大切です」と書いてあって、「ウェルビーイングであることって何？」というふうに少し引っかかりました。そういう意味では、例えば、保護者自身も子どものウェルビーイングを守る、あるいは支えるということが大切ですよという意味なのか、あるいはほかの意味なのかというのが、ちょっと抽象的な

感じがしました。

それから、第4章第15条の一番最後に「子どもの多様な意見や想いを大切に受けとめ、対話しながら、ともにウェルビーイングを実現します」と書いてあって、これもウェルビーイングというのは子どものウェルビーイングという理解でよいのかと、「ともに」というのが、ここに書いてあるものを見ると、区と子どもとも捉えられるんですが、でも、それだけなのか、誰と誰が子どものウェルビーイングを実現するのかというところが少し曖昧な気がしました。

もう一つ、第15条4ですが、「子ども一人ひとりの意見や想いを大切に受けとめ、受けとめた結果を子どもに伝えていく」と書いてあるんですが、受けとめた結果って何なのだろうかと。私の中で2つ考えられたのは、どのように受け止めたのかを子どもに返すという意味合いなのか、受け止めた結果、このような成果物が出てきましたということなのか、あるいは両方を含んでいるのかが分かりませんでした。

最後に、第30条の調査と調整の1番目のただし書の部分ですが、「ただし、擁護委員が特別の事情があると認めるときを除き、規則で定める場合においては、調査をしないことができます」、これって2つの意味が含まれているようで、ちょっと理解が難しかったんですね。私の理解で言うと、ただし、規則で定める場合においては、調査をしないことができます、あるいはありますで、括弧して、規則で定められていたとしても、擁護委員が特別の事情があると認める場合には調査をしますという意味なのか。些末なことで大変申し訳ないんですが、その辺の文言について少し分からないことがありましたので質問しました。

以上です。

加藤（悦）会長

ありがとうございました。幾つか出していただきましたけれども、まずウェルビーイングという言葉についてですが、こちらは私も子ども計画検討部会のほうを担当していますので、今回の子ども計画検討部会の目標というところとも連動してくるわけです。ただ、今、御指摘がありましたように、ウェルビーイングという言葉のメリットとしては、子どもの主観的な思いとか、そういった部分を表していますけれども、かなり抽象的な概念でもありますので、その言葉の位置づけとか、誰がどうそれを具体化していくのかといったところは、もう少し検討が必要かなということをちょっと私も今感じました。ありがとうございます。事務局から何かございますでしょうか。

嶋津課長

今、会長におっしゃっていただいたように、もしかして、この文章の、要は主語と述語ではないですけども、言葉がどこにかかっているのか

ということだと思いますので、今、例えば第1条でいくと、区としては、子どもが、今を自分らしく幸せに生きて、明日に希望を抱くことができるようになることを踏まえて、以下「ウェルビーイング」と表記するという意味で書いていたつもりではあったんですが、このあたりは、先ほどのほかの条文を含めて、いわゆるどこからどこまで、子どものウェルビーイングなのかどうかとか、その辺が、今、委員のお話を聞いていて、もう少し言葉として考えてみたいと思っております。またちょっと御相談をさせていただきたいと思っております。

それと、第15条4の「受けとめた結果」も、多分言葉の表記の仕方にもう少し工夫が必要なのかなと感じたところです。

あと、最後の第30条の擁護委員の調査のお話がありました。これは特段、現状の条文と変更はないところではあるんですけども、条例上は調査をしないことと言いながら、ただし、規則で定めたものというお話、いわゆる条例と規則のつながりでの記載の仕方ではあるんですが、ここの疑問は今まであまり持ったことがなかったので、今、改めて御指摘いただいたので、また少しここは考えてみたいと思います。

以上です。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。条例ですので、慎重に検討していく必要がありますから、また持ち帰らせていただいて一緒に検討できればと思っています。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。〇〇委員、お願いします。

委員 質問なんですけれども、ウェルビーイングは、私も読んでいて急に出来たような感じがしたんですが、どういう経緯でこの言葉を使うことになったのか気になります。

加藤（悦）会長 この言葉は、子ども計画の理念というか、目標のほうで出てきた言葉になっています。この後、2つ目の議事の子ども・若者総合計画の目標として出てきますので、そちらから少し関連して出てきた言葉になります。

委員 よく出てくるので、私もインターネットでこの言葉を調べる機会が最近多かったんですけども、何かふわっとしていて、条例として読んだときに、どういうふうな意味なのかというのは、読んでいる人がここでつまづいてしまうのではないかなという気はするんですね。なので、世田谷区としては、こういうつもりで書いているよというのがしっかり分かる。それか、あえてそれぞれが捉えていいんだよということなのか、そこは知りたいと思います。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。この言葉をどう用いていくのかも要検討とい

うことにさせていただく形でいいかと思います。いろいろな人が読んだときに、すぐにその意味が捉えられるということがとても大事だと思いますので、この言葉を用いるのかどうかも含めて要検討ということにさせていただければと思います。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。〇〇委員、お願いします。

委員

15ページ、第2章、子どもの権利の冒頭に、子どもの権利条約の4つの基本原則が挙げられております。右隣のほうに、条文は違いますが、日本国憲法に対応する各種権利があるのを今見ていたんですが、改めて、子どもの権利条約だけではなくて、日本国憲法に定められている自由権というか、各種基本的人権からも、子どもの権利がもともと出てきているものだと改めて思いました。当然、条例なので、憲法に反しているものをつくっているわけではないので、入っているということなのかもしれないですが、せっかく子どもの権利条約を載せて、このように書くのであれば、可能であれば、日本国憲法からもう既に子どもの権利というのは保障されて、右のところにいろいろ挙がっていますが、各種条文のほうからも既に保障されているんだということが表せると非常にいいかなと。参政権とかはさすがに同じようにはできないというのは注意が必要ですが、改めて、権利条約とともに、日本国憲法でもう既に子どもというのは権利の主体として尊重、保障されている。それから、自由権とか、そういったものはもうあるんだよということが分かる内容が含まれるとすばらしいのではないかなと思いました。

以上です。

加藤（悦）会長

ありがとうございます。憲法において、しっかりと人権として子どもも含む形で保障されている。それらも子どもの権利と同じ方向性を向いているということに関しては、場合によっては前文なんかに載せていくということが考えられるのかなと思いました。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

委員

16ページの第3章の第10条2です。これは保護者が読んだときにどう感じるかなという観点で読んでいたんですが、**「保護者は、たとえ子どものために思い、しつけと称しても、子どもを叩いたり、ひどいことを言ったり、怒鳴ったり、保護者の都合で子どもに接してはいけません」**ということですが、この**「都合で」**というところがちょっと引っかかったというか、もちろん子どもをたたいては駄目だし、ひどいことを言っても駄目だし、どなっても駄目なんだけど、**「保護者の都合で子どもに接してはいけません」**の**「都合」**というのは、一般的な意味で都合って使いますので、いい意味でも保護者の都合とか事情とかというこ

とで使いますから、保護者の都合もきっとあるだろうし、保護者の都合で子どもに接してはいけなくなると、随分保護者の子育てを苦しくさせるようなニュアンスに取られてはということなので、この「都合」というのを、例えば、条文の言葉として適切かどうか分かりませんが、「保護者の勝手」とか、そこは私も言葉を今から探そうと思うんですけども、自分勝手とか、保護者の独りよがりなことだというニュアンスが伝わるような言葉のチョイスのほうがいいのではないかなと思いました。ちょっと私も考えてみようと思います。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。こちらは大変重要な指摘かと思いました。保護者自身の頑張りとか、保護者自身が一生懸命子育てしていること、一緒にやっていこうとかいうような姿勢が大事になってくると思いますので、先ほどの「都合」という言葉の使い方、あとは前半部分の表現も、難しいですけども、この辺も少し検討の余地があるのではないかと私も思いました。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。〇〇委員、お願いします。

委員 ありがとうございます。私からは、16ページ、第12条の区民・団体の役割というところで質問というか、確認ですけども、この団体がどういったものを指すのか、ちょっとイメージがつかなかったんですね。子どもに関わる団体というのは前の条文の第11条に入っているの、子どもに関わる団体以外の団体と読み取れなくもないんですが、どうしてあえて団体と書いたのかなというのがちょっと分からず、次の第12条第2項で事業者と書いてあるので、いわゆる営利というか、会社とか個人事業主はそこに入ってくるのかなと思ったんですけども、あえて団体と書く意図を知りたかったのと、その条文の中で、「ともに住みやすい地域をつくっていくという感覚をもち」というところで、「感覚」というのがちょっと引っかかったところで、代わりにいい表現が見つからなかったの、どうしようかなと思ってはいるんですが、前回の条文と比べるとちょっとふわっとしているというか、消極的になった印象があったので、前のほうが積極的な印象を持ったというところで若干違和感がありました。

以上です。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。この団体が何を指しているのかという部分と、「感覚」という言葉の使い方等について御質問がありましたけれども、団体は、どこかで定義は出ていましたっけ。特にないですかね。第2条の5、この条例において「区民・団体」とは、子どもが地域の中で関わる多様な大人や子ども、地域で活動する組織団体という定義です

ね。

委員

そこで定義はあるんですね。了解です。子どもに関わる団体以外の活動をしている団体というところで、分かりました。ありがとうございます。

加藤（悦）会長

ありがとうございます。

あと、書きぶりが少し消極的になっているのではないかといった御指摘もありました。そういった団体の活動が子どもの権利を具体化したり、保障していくために極めて重要だと思いますので、そのあたりの表現をどうするのかは、またちょっと検討させていただく形にしたいと思います。ありがとうございます。

続いて、〇〇委員、お願いします。

委員

〇〇です。答申を踏まえてしっかりした条文に落とし込んでいただき、本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。

まず、前文のところですが、先ほど〇〇委員からのお話もありましたように、日本国憲法を入れるというのはいいのかなと思います。もしそれを入れる場合には、こども基本法についても入れ込んでいくのがいいのかなと思います。

あと、「大人」という漢字についてどうするかというのはずっと議論がなされて、最終的には、今、漢字で落ち着いていますが、僕の感覚かもしれませんが、やはり平仮名の「おとな」に変えたほうがいいのかなと。昔よく大きい人と小さい人みたいな形で子どもということを表すこともありましたが、大きい人って言葉の感覚としても平仮名にしたほうが、この条例改正には合うのではないかなと改めて感じております。

そして、第3条第3項です。「子ども自身が子どもの権利を実感できる文化と社会をつくり出し、継承していきます」。「子どもの権利を実感できる」という表現が、これも確かにいいなと思うんですけども、「子どもの権利が尊重されていることを実感できる」とか、「子どもの権利が保障されていることを実感できる」という、何らかの言葉が入ったほうがしっくりくるのかなとも思いました。

それと、「つくり出し、継承していきます」というところに、さらに積極的な言葉として、「発展させ継承していきます」という「発展させ」という言葉がここに入ると、さらに前向きな感じがしてくるのかなと思いました。

第4条についてです。第4条は子どもの権利条約の4つの一般原則を示していただきました。子どもにも区民にも分かりやすい表現にされているかなと思いますが、この4つの一般原則の書きぶりをどうしていく

のかということは要検討なのかなと思います。

例えば、4つ目ですが、これは意見表明権が示されています。これはこれまでの議論でも何度も話をさせていただいたように、意見を表明する権利なのか、意見を聴いてもらう権利とか尊重される権利なのかというところで、例えば、「年齢や発達にかかわらず、自由に自分の意見や想いを表明し、参加する権利」と書いてありますが、ここが年齢や発達に応じて、そうしたものを聴かれる権利なのか、きっとこれは意見表明権を第4条第4項に書き、そして15条でそれを区として尊重していくということが示されているのかと思いますが、近年、意見表明権というよりは、The right to be heard、意見が聴かれるというところに焦点が当てられることもありますので、ここの部分の書きぶりを、表明権にするのか、意見が聴かれる権利とか尊重される権利を出していくのかということは検討していただいてもいいのかなと。

あと、生きる権利、育つ権利、これは生命への権利、生存発達の確保という4つの一般原則の表現かと思いますが、このあたりも「発達」という言葉を入れるのかどうか。4で発達というところが入っているで、ここもちょっと表現を検討してもいいのかなと思いました。

そして、第5章、子どもの権利擁護について、せたホッととも調整をしながら出していただくということで、今回このような条例案が出てきたのを拝見すると、これまでも幾つか議論にあった擁護委員の人数が3名では回らないということから、5人以内が出てきたというところと、あとは相談・調査専門員の第34条で、相談・調査専門員の職務とか役割をより明確化していくというところでこれが出てきたのかなとも思います。それ以外のところを見てみると、特に変更がないのかなというようにも思います。

それで、第25条第5項を見ていただくと、これも条例の第5章を入れるというときの議論からずっと気になっていたところですが、「区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます」という、いわゆる解職規定が書かれています。これのそもそもの意味は、こうした場合に解職することができるということではなく、そういうとき以外は解職できないという、いわゆる擁護委員の独立性を示す条文だと解釈されています。ただ、例えば、日本で一番初めにできた川西市の子どもの人権オンブズパーソン条例では、第5条第6項、「市長は、オンブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行ができないと認められる場合又は職務上の義務違反その

他オンブズパーソンとして明らかにふさわしくない行為があると認められる場合を除いては、そのオンブズパーソンを解職することができない」と、いわゆるオンブズパーソンの独立性を保障する項目になっているので、解職規定にするのか、解職できないというふうにするのか、いま一度これは検討をしていただきたいと思います。

あとは、先ほど第34条を追加していただいたということで、相談・調査専門員について、子どもの声を聴く専門家という位置づけをここで改めてした。さらには、子どもの権利に関する普及啓発活動を実施するというところを書いていただいたのはよかったなとは思っていますが、「また、子どもの権利に関する普及啓発活動についても、擁護委員とともに実施します」。この「についても、擁護委員とともに」は入れるのか入れないのか、このあたりも、より積極的に相談・調査専門員の方の普及啓発活動を実施いただく観点からは、についてもから擁護委員とともにというのは、なくてもいいのかなとも思いました。

あと、第39条の評価検証のところで、子どもの権利委員会を設置するという方向性を示していただき、これについては、子どもの権利委員会設置条例という別途の条例をつくるということかなと思います。これについて、別途の条例をつくる方向で行くのか、はたまた、こちらの本体条例のほうに詳細というか、ある程度の枠を示していくのか、設置条例を新たにつくるという判断をされたことについて、どうしてかということについては質問で、教えていただければと思います。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。条文をどう表現するのかによって、やはり現実社会の中で子どもの権利をどう具体化していくのかに影響していきますので、大人の表現とか意見表明権をどうするのかというところはさらに検討していくことにしていきたいと思います。

あと、いろいろ貴重な御意見ありがとうございます。最後のところを事務局よりお願いできますでしょうか。

嶋津課長 いろいろ御指摘いただきましてありがとうございます。最後の子どもの権利委員会だけ、なぜ別の条例に定めるのかというお話は、この中でも結構いろいろ議論もしてきたところはあるんですが、確かにこの中に入れるという考え方もあるかなと思ったんですけども、今、イメージとしては、子どもの権利委員会は、いわゆる子・子会議、あとは青少協みたいな会議体をイメージしているところがあります。せたホッととは常設で人がいてという形になっていますが、違う感覚が少しあって、確かに行政の中で条例を1つの中に入れるやり方もあれば、個別につくってそれぞれのところにきちんと規定していくという、それぞれやり方みた

いなどころもあるんですけれども、今回、子どもの権利委員会を新規に立ち上げるといった部分もあったものですから、条例改正というのはなかなかハードルが高い部分もあったりするので、我々としては、個別の中で一度条例を立ち上げて、そこでしっかりうたっていきたい、きちんと明記していきたいというところは、別にするほうがより明確化しやすいかなということも考えた、そのようなところがございます。

委員

その意図はすごく分かっていて、そういう方法もあるなとは思っています。そして、十数年前に第5章を入れるときも、子どもの人権擁護機関の設置条例を別につくるか、はたまた子ども条例の中に入れるかという議論で、やはりこうしたものは総合条例の中に入れて総合的に推進していくのがいいという判断の中で、第5章を入れ込んだということもあります。そこに関する細則については条例の施行規則に入れていくということなので、1つの方法としては、こちらの条例の中に子どもの権利委員会を入れて、そして細則については施行規則で入れるという方法もあるし、このような形でもう少し議論を深めた上でつくっていくという意味においては、第6章は第39条に掲げられているところに収め、別途条例をつくるというやり方もあるので、タイミングと内容と今後のことをいろいろ検討した中での現在の判断なのかなとお伺いしておりました。

加藤（悦）会長

その辺のやり方を含めて、少し検討するという形になりますでしょうか。

嶋津課長

実は、後の計画のほうの資料で見やすいものがあるかなと。資料2①を御覧いただくと、これの6ページに「子どもの権利委員会」の設置について（案）というのがあるんですけれども、子どもの権利委員会の設置という部分で、今、どういう形の権利委員会にしていこうかなというイメージ図が左側に出ているんですが、右側にせたホッとがあって、いろいろつながって、児童福祉審議会やら子ども・子育て会議、あと子ども・青少年協議会、こういったような今ある会議体もありつつ、確かに条例と計画とセットで今回計画の中にこの図を入れさせてもらっていますけれども、この検討の中で条例のつくり方、仕立て方を考えてきたつもりではいるんですが、その区別をする中で、今回、子どもの権利委員会というのは、今のところは別途つくったほうがいいのではないかと考えてきたところです。

事務局

今、嶋津課長が6ページのところをお伝えしましたがけれども、この後、具体的に御説明しますが、子ども・子育て会議なども条例で制定をしております、子ども・青少年協議会もそうなんですけれども、このあた

りと子どもの権利委員会の役割の整理であるとか、そういったところもこの後きちんと議論していきたいということもありまして、一旦外にという形で議論しているところでございます。

以上です。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。ほかにはよろしいですか。〇〇委員、お願いします。

委員 子ども条例が令和7年4月から施行ということですが、その後の経過観測というんですか、実際変えてみて、これはこういうつもりだったけれども、ここはちょっと不具合があるとか、この条例が改正された後に、もちろん誰かの都合によっておかしいふうになってしまっただけじゃないけど、実際運営してみたらこうだったねみたいなことがあったときに、それを検討して微調整したり、子どもに意見を聴いてみるとか、実際読んでみたら一般の人がこれはよく分からないとか、どう解釈するのだろうということが出てきたときに、何年かに一度なのか、アンケートでも何でもいいんですが、それを変えていけるのかどうか。話し合うようなことができるシステムがあるといいのかなという気がします。

あと、もう1個、ちょっと違うことで、親の都合の話が最初に出たと思うんですが、日々子育てをしていると、私は、今、しつけと教育は必要だと思うんですが、これは彼らに必要なのか、もしくは私の欲望なのかというところで測るんですね。親の欲望か子どもの必要性か。なので、常にそこは葛藤なんですけれども、欲望という言葉が条例に対しては適切か分からないんですが、子育てしている中ではそのように考えながら接しています。

以上です。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。そのあたりの「都合」の難しい葛藤をしている部分の表現はなかなか難しいんですけれども、ありがとうございます。

あと、一度改正されて、その後、もう1回微修正というのはちょっと難しいと思いますので、期日は限られているんですが、しっかりしたものをつくり出してという形になると思います。

委員 変えるのは難しいにしても、実際どうかという意見を集めていくのは大事なのではないかなと。

嶋津課長 事務局から少しお話しさせてもらいますが、基本的に、確かに条例は概念といいますか、理念みたいなところ、区の考えとか方向性とか、そういったものを皆さんにきっちりお伝えしていくということはあるんですけれども、先ほど見ていただいた6ページの資料で、それぞれ子ど

もの権利委員会とか、また子ども・子育て会議とか、そちらのほうでフィードバックしながら、何が足りなかったのかとかを含めて議論しながら、場合によっては広報戦略になるのか、計画のところで次の施策に反映していくのか、そのあたりの反映の仕方はいろいろあるかなと思うんですが、条例改正の部分までは正直なかなか厳しいところはあるかと思っています。

委員

ただ、人がつくるものって、世の中が変わったり、状況も変わってくるので、どうしてもこれは必要とか、これは違うなということは出てくると思うので、そこは柔軟に対応してもらったほうがいいのかなどと思います。

松本部長

1点だけ。例えば、この条例の中で、言葉の使い方とかというのは今回しっかり議論して定めていく必要があると思っているんですけれども、今後立ち上げる子どもの権利委員会などで様々なモニタリングとかをしていく中で、ここは子どもの権利をより強めていかなければいけないだろうというような政策的な課題が明らかに生じてきた場合には、子どもの権利委員会の中で議論があり、そこを子ども・子育て会議、こういった場でまた議論をして、本当に必要だという判断があれば、そこでまた1年なのか、こういった議論というものはあるかと思いますけれども、子どもの権利を強めるために必要だというのが明らかになってくればというのは、全くないということではないと思います。ただ、精度はしっかり上げて今回やらなければいけない、そういったことだと思います。

加藤（悦）会長

いろいろ御意見を出していただきまして、ありがとうございました。今後のことを少し御説明させていただきますが、条例素案につきましては、8月に区で決定しますので、もう来月なんです。9月以降、議会報告、区民へのパブリックコメントの実施と進んでいくということです。それで、本日示された素案についてですけれども、さらに追加の意見等がございましたら、1週間後の7月19日金曜日までに事務局までお寄せいただければと思います。最終的には、その意見も含め、加藤で預からせていただき、事務局と最終調整ということで、結構責任重大なんですけれども、場合によってはもう1回、今日かなりたくさん意見が出てきましたので、一度こういう形で考えていますといったフィードバックをさせていただく可能性もございますので、ぜひ御確認をお願いしたいと思います。また、来週までの御意見も、具体的な形で御意見をいただきますと大変ありがたく思います。いろいろありがとうございました。

それでは、本件については以上とさせていただきます、次に、これ

も大変重大な審議事項ですけれども、資料2、子ども・若者総合計画（第3期）（素案）についてです。本計画については、昨年8月から、こちらは子ども計画検討部会を設置しまして、私が部会長として、部員の皆様と、この間、全9回にわたって議論させていただきました。小中学生とひとり親家庭を対象としたアンケートの調査票の検討から、現状における課題整理、アンケート結果からの現状分析、さらに子どもの人口減少が見込まれる中でも待機児童が生じている状況をどう見込むのか等、多岐にわたるとても様々な議論を進めてきました。また、今回から、若者計画も統合して子ども・若者総合計画とすることから、子ども・青少年協議会とも合同開催も実施しまして、若者委員の声も聴きながら、さらには有識者のゲストスピーカーの話も聞きながら素案をまとめてきたところです。部会の皆様、ありがとうございました。

今回、その検討部会での議論を計画の素案としてまとめていただきました。素案も膨大な内容となっておりますので、特に全体で共有しておきたいポイントに絞って、事務局より説明をお願いいたします。

嶋津課長

それでは、事務局から説明をさせていただきます。子ども・若者総合計画（第3期）（素案）についての御説明です。資料は、資料2①と資料2②、あと参考資料を御用意いただければと思います。今、会長からお話しいただきましたが、昨年8月以降、計画部会において、この間、全9回にわたって多くの御議論をいただきました。委員の皆様には心より感謝申し上げます。また、これまでの部会での議論を踏まえまして、子ども・若者総合計画（第3期）の素案としてまとめております。概要版が資料2①、本編が資料2②ということで、部会で御議論いただきました保育の需要量に関する考え方をまとめさせていただいた内容は資料2の参考資料としてお配りしております。そちらを御覧いただければと思います。本日は、資料2①の概要版を中心に説明させていただきます。

早速ですが、2ページ目を御覧ください。計画の構成になっております。第1章から第7章までの構成としております。なお、第7章、子どもの貧困対策計画及び資料編の一部は、今後、計画案で掲載してまいります。

続きまして、3ページ目を御覧ください。計画の期間でございますが、これまでと同様に、計画が大切にしてきました区民とともに進める地域づくりには、やはり長期的な施策の見通しが必要であるという考えに基づき、令和7年度から令和16年度までの10年間の計画期間といたします。なお、計画策定後も時勢を見ながら必要な見直しを行ってまいります。

す。なお、内包する子ども・子育て支援事業計画は、国の指針に基づき、令和7年度から5年間という計画期間となります。

続きまして、4ページを御覧ください。計画の位置づけでございます。本計画は、世田谷区子ども条例の推進計画として策定します。また、第3期は、こども基本法で市町村の努力義務とされている自治体こども計画に位置づけでございます。また、これまでと同様、子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策計画及び子ども・若者計画を内包いたします。

続きまして、5ページ目です。計画の(1)推進体制です。これまで、進捗管理や評価・検証については、子ども・子育て施策は世田谷区子ども・子育て会議、若者施策は世田谷区子ども・青少年協議会で行ってまいりました。第3期は、子ども・若者総合計画として策定することから、今後、計画の初年度に合わせて、世田谷区子ども・子育て会議と世田谷区子ども・青少年協議会を統合しまして、(仮称)世田谷区子ども・若者・子育て会議としてございます。妊娠期から学童期・思春期、若者期まで、切れ目なく総合的な視点で進捗管理と評価・検証を行いたいと考えております。さらに、新たに、子ども条例の一部を改正する条例に基づき、子どもの権利保障に向けた区の施策の評価・検証と、子どもの権利に関する普及啓発を行う第三者機関である世田谷区子どもの権利委員会を設置いたします。

もう既に先ほど見ていただきましたが、6ページに子どもの権利委員会のポンチ絵がございます。左側にある世田谷区子どもの権利委員会が、子ども・若者が参加参画し、意見表明できる機会と連携した仕組みにするとともに、右側にある世田谷区子ども・若者・子育て会議、児童福祉審議会、子どもの人権擁護機関「せたホッと」の関係機関とも定期的に子どもの権利に関する課題を共有し、評価・検証、ヒアリング等のモニタリング調査を実施するという内容でございます。また、世田谷区子どもの権利委員会では、評価・検証結果を踏まえて、区長に対して政策提言を行う役割ということを予定してございます。

続きまして、7ページ目です。(2)指標を用いた計画の評価でございます。子どもは、保護者や家族、友達、先生や保育士、支援者や周囲の大人、幼稚園、保育園、学校や居場所、地域社会や政策・文化、社会環境など、子ども・若者を取り巻く様々な関係が相互に影響を与え合う環境の中で、その影響を通じて発達していきます。現在の第2期後期計画では、子ども、保護者、地域の指標を定めておりますが、第3期の策定に当たっては、新たに政策の柱ごとに、子ども・若者のいわゆるウェル

ビーイングを実現するための指標を設定し、計画の指標としていきます。この指標は、社会環境等の影響も受けるものですが、本計画で推進する政策の柱を通じて、目指す状態を明らかにするために、子ども・若者、保護者の主観的な評価を指標に設定するものです。

続きまして、8ページ目を御覧ください。第3期の策定に当たり実施した保護者へのニーズ調査、小中学生・若者調査の調査項目を基本に、17の子ども・若者のいわゆるウェルビーイングを実現するための指標を定めたいと考えております。現況数値を基に、案の段階で中間年である令和11年度、あと最終年度である令和16年度の目標を定めていきます。

続きまして、9ページを御覧ください。第2章、子ども・若者を取り巻く環境、第2期（後期計画）の評価でございます。こちらの評価の部分については、また後ほどそれぞれ御確認いただければと思います。

右下のページで18ページまで飛んでください。18ページ目の第3章、基本方針、1、目指すまちの姿でございます。第1期、第2期は、目指すべき姿を「子どもがいきいきわくわく育つまち」として、全ての子どもが家庭や地域、他者との関わりや多様な体験の中で、本来持っている力を存分に発揮し、喜びを持って健やかに育っていくまちを目指してまいりました。第3期においても、子どもは生まれながらにして今を生きる権利の主体であるという、いわゆる子ども主体の考え方を引き継いでまいります。子ども条例検討プロジェクトで決めた目指すまちの姿としていきたいと考えております。

続きまして、19ページ目を御覧ください。2の計画の目標です。計画の目標を定めるに当たっての考え方になります。こちらも後で見ただければと思います。長いので少し飛ばしますが、3段落目から少しお話をさせていただきます。今回、子どもや若者の声を聴く中で、自分のしたいように過ごしたいと思っても、周囲の大人から時間の使い方や過ごし方を決める余地が制限されたり、その時間を持つことができないぐらい忙しい状況に置かれ、子どもの権利が行使できなかったり、保障されなかったりする実態が、世田谷の子どもたちが直面している課題として明らかになりました。

これら子どもの権利が行使できなかったり、保障されなかったりするということは、子どもやその周囲だけの責任では決してありません。子どもの権利の保障は、子どもと保護者の心身の状況や家庭の社会経済状況、子どもが通う施設や学校の状況、地域の環境、政策や社会情勢、文化、さらには保護者も含めた周囲の大人が育った環境などの相互作用によるものであり、区を含めた地域社会の責任として捉え、いま一度、子

ども・若者の育ちと成長、子育てを保護者だけのものとせず、地域社会全体でともに支え合うことを明確にします。

本計画では、少子化という大人が多い現代において、これまでの子ども・若者への地域社会の関わり方を変え、子どもも若者も大人も、年齢や経験にかかわらず、人として対等であり、互いに尊重され、対話の中で互いを理解し、ともに成長していける地域社会を実現すること、つまり、子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていくことを目指してまいります。

続きまして、20ページを御覧ください。こちらが計画の目標です。「子どもが権利の主体として、一人ひとりの健やかな育ちが保障され、子ども・若者が、自分らしく幸せ（ウェルビーイング）な今を生き、明日からもよい日と思える社会を実現する」といたします。先ほどウェルビーイングのお話もございました。ここに注釈を書いております。あと、一人ひとりという部分とか、明日からもよいと思える日ということの、それぞれこういった意図ですという注釈を入れておりますので、後で御覧ください。

続きまして、21ページです。3、計画を貫く4つの原則です。本計画の推進に当たっては、第2期計画の「基本コンセプト＝子ども主体」を実現する施策を実施する上での3つの視点として掲げた「つなぐ・つながる」、「参加と協働」、「地域の子育て力」を改めまして、新たに本計画における計画を貫く4つの原則を定めたいと思います。政策及び施策を実施するに当たっては、この4つの原則を踏まえていきたいというものです。

続きまして、22ページを御覧ください。4の子ども・若者政策と少子化対策の関係性でございます。こちら3段落目からお話ししますが、最も身近な自治体として、区民の多様な価値観を尊重しつつ、希望する方が子どもを産み育てることを選択し、喜びを持てる環境を整えることが重要であることから、本計画の目標を実現することによって、世田谷で子育てしやすい、子育てし続けたいと実感できる区民を増やし、社会増及び自然増による持続可能な人口構成になることで、区として「希望する暮らしを叶えられるまち、住み続けられる世田谷」を実現し、国、都の少子化対策に資することにつなげていきたいというものでございます。

続きまして、23ページです。第4章、政策の柱の前提となる考え方でございます。子どもが権利の主体として、子ども・若者が自分らしく幸せ——先ほどから出てきているウェルビーイング——な今を生き、明日

からもよい日と思える社会を実現するために、子ども・若者の育ちと成長、子育てを子ども・若者や保護者個人の責任とはせず、地域社会全体でその育ちと子育てを支えるための取組を推進することを主眼に、この政策の柱というものを定めます。

1つ飛ばして、小中学生アンケート調査の結果からも、周囲の人が自分の意見をちゃんと聞いてくれている、家族に大事にされている、学校が楽しい、地域のお祭りなどに行くのが好き、家族のほかに自分のことを真剣に考えてくれる大人がいる、こういった複数の要素で実感できるということは、自己肯定感に影響することが推測される結果でございました。

さらに、こうした体験は、虐待、ネグレクト、家庭内での困難やいじめ等の逆境的体験がある子どもたちのいわゆる傷つきの影響を緩和する可能性がございます。その観点からも、子どもを取り巻く多様なコミュニティの中で、信頼できる人々との関わりや体験を、子どもの権利に根差して保障することが必要でございます。

事業者を含む区民とともに、多様なコミュニティで、子ども・若者がライフステージを通じて様々な人々と出会い、安心で自分らしさが肯定される応答的な関わりの中で、豊かに遊んだり、経験したり、挑戦したり、成長し合えるポジティブな体験を増やしてまいります。その基盤として、全ての子どもが安定したアタッチメントを形成できるような環境を整えるというものでございます。

続いて、24ページ、25ページに概念図を入れておりますので、こちらは後で見ていただければと思います。

26ページを御覧ください。こちらに7つの政策の柱をつけております。第2期後期計画では4つの重点政策を定めてまいりましたが、第3期は、さらに推し進める政策を明確にするために、7つの政策の柱としております。Newと書いてあるところが新規で追加している3つの項目になります。

また、27ページ以降に、それぞれの柱ごとに、目指す状態、子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標、取組の方向性、施策の概要を位置づけております。そちらが33ページまで続いておりますので、後で御覧いただきたいと思います。

続いて、34ページに進んでください。第5章、計画の内容でございます。第2期後期計画の施策を基本に、若者計画を体系に組み込んだ上で、妊娠期、乳幼児期、学童期・思春期、若者期、子育て期のライフステージ順で7つの大項目を定めております。計画の内容は、後で本編、右上

の75ページ以降に記載していますので、後ほど御覧いただければと思います。中項目ごとに、本編のほうでは現状の取組、課題、目指す状態、施策展開の柱立てを定めております。

続きまして、35ページ、第6章、子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～11年度）でございます。子ども・子育て支援法において、子ども・子育て支援事業計画を5年ごとに策定するとされており、国の基本指針を踏まえることとされております。この基本指針とニーズ調査の結果を踏まえるとともに、世田谷区子ども・子育て会議に意見聴取を行った上で事業計画を策定しております。

なお、本年4月から施行された児童福祉法等の一部を改正する法律によるこども家庭センターの設置についての市町村の努力義務、これとあわせて、新たな市町村の事業として、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業が創設されたという点についても本事業計画で反映しております。

また、こども誰でも通園制度は、令和7年度に地域子ども・子育て支援事業計画として制度化、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施できるよう、改正子ども・子育て支援法が令和6年6月に成立しております。そのため、令和6年夏以降になりますけれども、所要の法案の成立等を踏まえ、基本指針等が改正される予定となっております。その改正を待って、こども誰でも通園制度については記載を検討していくということでございます。

続きまして、36ページを御覧ください。3の需要量見込み及び確保の内容と実施時期です。(1)教育・保育事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期としまして、1)の幼稚園、認定こども園教育標準時間利用による確保の内容と実施時期と、2)の保育所、認定こども園保育時間利用、地域型保育事業による確保の内容と実施時期の考え方をまとめてございます。後ほど御確認ください。

続きまして、37ページです。こちらは全地域の教育・保育事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期になります。2号認定のうち、左記以外というところと、3号の確保の内容につきましては、現在、計数整理中のため、今後また調整していきたいと考えております。また、資料2の本編の130・131ページには地域別の一覧も作成しておりますので、こちらでも後ほど御確認いただければと思います。

続いて、38ページを御覧ください。(2)子ども・子育て支援事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期でございます。1)利用者支援に関する事業から、46ページの14)ペアレント・トレーニング（親子関係形

成支援事業）までは、国の指針に基づき、需要量及び確保の内容を定めてまいります。

第2期後期計画からの主な変更点をお話しさせていただきます。児童福祉法等の一部を改正する法律が本年4月から施行されたことにより、まずは38ページの1)利用者支援に関する事業の基本型、地域子育て相談機関の位置づけ、それと新たに法事業として位置づけられたのが、ページ数があちこちへ行って恐縮ですが、43ページの12)子育て世帯訪問支援事業、1ページ飛んで45ページの13)児童育成支援拠点事業、46ページの14)ペアレント・トレーニング（親子関係形成支援事業）となっております。

なお、39ページに戻っていただいて、3)一時預かり事業につきましては、保育事業または幼稚園と日常的な預かり保育を利用していない人の利用を想定しており、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として開始されるこども誰でも通園制度の利用対象者と重複することから、今後、こども誰でも通園制度の基本指針等が示され次第、一時預かり事業も併せて、素案から案までの間に検討してまいりたいと考えております。

素案についての御意見等につきましては、先ほど会長から条例のときのお話もありましたが、同じように19日金曜日までに事務局にお寄せいただきたいと考えております。その後、また加藤会長と事務局で調整させていただきたいと考えてございます。

その後、8月に庁内で決定を取りまして、9月以降、区議会への報告、パブリックコメントやシンポジウムの開催ということをもた予定しております。その後、案をまとめ、今年度末に計画を策定する、そのようなスケジュールを今考えてございます。

説明は以上でございます。

加藤（悦）会長

ありがとうございました。先ほどウェルビーイングについての御質問が何件か出ていましたので、私のほうからも。20ページに今回の計画の目標というものが大きい文字で書かれています。それで、私も先ほどいろいろ御意見を聞きながら考えてみたんですけども、ウェルビーイングというのは、子ども自身が幸福に感じているかどうか、子ども自身の実感がどうなのかということに焦点を当てていく、そういった概念としてウェルビーイングという言葉が目標の中に位置づけられています。

一方で、子どもの権利条例では、19ページの一番下に書かれていますように、子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていくといった視点が示されていて、私の個人的な考えですが、子ども自身の実

感として幸せでいるということと、あとは子どもの権利を子どもの生活に根差した文化として実現していくというのは、2つが車の両輪のような位置づけになっているのかなと思っていました。文化もウェルビーイングも目標としてはちょっと抽象的ではあるんですけども、目標ですから、それはそれでいいと思うんですが、具体的に説明をする必要はあると思いますが、それらを実現していくために、様々な子どもの権利をどう子どもたちの生活の場で実現していくのかということが求められてくるというような位置づけになってくるかなと思いました。

それで、先ほど指標の話がありましたけれども、子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標と表現されていましたが、ウェルビーイング指標みたいな、すごく抽象的なものが先行研究としてあるような気がしましたので、それと混同されるとあれなので、子ども・若者のウェルビーイングを実現するための、子どもの権利を保障するための指標といった形で、このウェルビーイングという概念と権利をどうつなげていくのかということが課題かなと私は今実感しましたので、ちょっと付け加えさせていただきました。

それでは、御意見とか御質問がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。今日、時間が押していますけれども、大事な内容ですので、少し超過することも仕方がないとは思っていますので、どうぞ御意見がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。〇〇委員、お願いします。

委員

ありがとうございます。ウェルビーイングのことについて、やはり一言なんですけど、基本的には加藤先生が言ってくださったとおりだと私も思っています。ただ、ウェルビーイングって、私もよく使うんですが、自分の中で想定しているのは幸せとイコールになるので、条例のほうで言うと幸せにかかっているように見えないというか、そこが物すごく薄れているような気がするので、どちらにしろ、ウェルビーイングというのは、世田谷区の子どもに対する様々な法律とか計画の中ではこのように考えているんですよというのは、ある程度クリアにしたほうがいいのではないのかなと思うのと、条例と計画はやっぱりリンクしていると私は思うので、整理して、どちらも基本的にはウェルビーイングと使ったときにはこうなんですというのは統一したほうがいいのかなと思いました。

ちなみに、計画のほうやっぱり新しい。ウェルビーイングはこういますというのが非常に分かりやすく書いてあるので、そちらに寄ったウェルビーイングのほう理解しやすいのかなと思いました。それが普

通に使われているウェルビーイングの説明とすごく近いのかなと思いました。

以上です。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。今後、生かす方向にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。〇〇委員、お願いします。

委員 御説明ありがとうございました。私は質問ですが、36ページの需要量見込み及び確保の内容と実施時期ということで、保育所とか認定こども園とか、そういった確保の問題なんですけど、今、保育園とか、そういったところの待機児童がすごく出ていて、足りない状態にあるんですけど、やり方は調整中ということですけども、今後これは増やしていったりとかあるのかなというのが質問です。

と申しますのは、去年に引き続き、今年すごく待機児童が出ていて、私たちも外に出ていくと、かなりの方からの苦情というか、厳しい言葉を浴びせられることも多く、中には「私は世田谷区にだまされました」と言われたこともありまして、これはもう引っ越しするしかないみたいな言い方で、実際子どもを預けられないと働けないのでという話も複数で聞かれたことがありました。

根本的に、今の数で、将来減っていくと足りていくのではないかという表になっているんですけど、自然減少的に減っていくのはあると思うんですけど、このまま世田谷にいたら無理なのではないかと出ていってしまう人数もあるかと思うんですね。これを子どもの数を増やしていきたいと世田谷の施策として考えていらっしゃるのか、それとも、減少していくことを容認していくのか、どちらなのだろうというのが私の素朴な疑問でした。もちろん、お金のこととか、いろいろな予算のこととかあるかとは思いますが、子どもがたくさんいる区にしていきたいのか、それとも、減少していくことを致し方がないとして受け止めるのか、どちらなのだろうというのをすごく感じました。

以上です。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。待機児童対策については、また報告事項として出てきますけれども、今後の政策として、子どもを増やしていくということを目指すのか、減っていくことも前提としてやっていくのかというところですが、このあたりはどうですか。事務局から御意見はありますか。あるいは後でまとめていきますか。では、部長から。

松本部長 そのあたりの今後の人口というのは非常に難しいところです。区としては、全体では人口推計は出しておりますけれども、それはどちら

かという戦略的というよりは、この間の傾向からこういった人口推移になっていくのかを示しているところです。ただ、この間、庁内でも議論していく中で、いろいろと語弊があるのであれなんですけれども、少子化対策は国のほうでも言われていますが、区でそれを捉えたときにどうしていくか。基礎自治体だけの施策で自然増を目指すというのはすごく難しいところがあるんです。なので、そこは国の施策と連動しながらというところだと思いますけれども、一方で、社会増というんですか、今いらっしゃる方々で傾向値を見ていくと、30代の親世代と就学前のお子さん、2歳、3歳とか、そのあたりのところが流出をしてしまうという現状は食い止めていきたいとは考えています。自治体としては、人口を増やしたいか減らしたいかというところ、そこはあまり明確には持っていないんですが、人口構成をバランスよく、様々な世代の方々がいて交流ができる自治体を目指したい、そういったところを議論しているところです。

以上です。

加藤（悦）会長
嶋津課長

ありがとうございます。

あと、最初の待機児童対策の保育の話は、先ほど会長にお話しいただいたとおり、次の項目で御説明させていただきたいと思います。

加藤（悦）会長

少子化対策を自治体の目標に掲げてしまうと、結果として個人の人權というところに問題が生じるということもありますので、そのあたりは大変難しい問題かと思います。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

久保田副会長

では、久保田から。今日、〇〇委員がいないので、〇〇委員だったら言うのではないかなというところも含めて2点ほど。私からは、まず33ページ、政策の柱の7です。こちらで予防型の児童相談行政の推進と家庭養育を優先した社会的養護の推進とありまして、これは分かるんですけども、文章の中には少し触れられているんですが、予防型はこれまでも当然推進されてきている中で、回復ですよ。実際に虐待の状態になってしまっているお子さんたちもいらっしゃいますので、その支援みたいなのところの充実が文章には書いてあるんですが、概要になると予防型に特化してしまっている印象があって、なぜそこをそうされたのかなというのが少し疑問で、やはりその支援もぜひ概要のところには入れていただきたい。先ほど言ったように本体の計画を読めば書いてあるんですけども、もうちょっと強調してもいいのかなと。せっかく児童相談所も区にできたわけですし、そこでの支援の充実というところも文章では書かれているわけですので、ぜひ書いていただいてもいいのかな

ということ。

あと、里親を推進というのは、全国的にというか、全体的にやっている話で、いいんですが、全員が里親委託ができるわけではなく、やはり施設で実際暮らしているお子さんたちは存在していますし、これからも恐らくなくならないと思うんです。ということを考えると、社会的養護の中に施設で暮らしているお子さんたちの言及が全くないので、これを見ると、施設に住んでいるお子さんたちは、俺たちは何もされないのかなみたいなのところもあるので、施設で暮らしているお子さんたちの言及も少し入れていただく。世田谷区には児童養護施設、自立援助ホームもありますので、そちらのほうの言及もあつたらいいかなと思います。これが1つ目です。

もう一つが31ページです。政策の柱の5の、すごく細かいところで申し訳ないんですが、計画全体でいくと生活困難を抱える子どもたちへの支援、ここは貧困対策とかぶる部分かなと思うんですけれども、この柱のほうにはそこまで書いていないんですが、本体の計画を読んで少し思ったのは、現在、生活保護を受けている家庭で過ごしているお子さんたちへの言及が少ないのではないかなというのを印象として持ちました。恐らくそこら辺は子ども関係の部署と生活保護を実施している部署の連携が必要になる部分かなと思いますので、生活保護を受けている中で過ごしているお子さんたちもいろいろな困難を抱えていて、もちろんそこは一義的には生活保護の部署で支援はしていると思うんですけれども、やっぱりそこは子ども関係の部署も協力してみたいな文言をぜひ入れていただきたいですし、そこら辺を協力するというのが、今、国が言っている重層的なところにつながっていく部分かなと思いましたので、そのあたりを御検討していただければということです。

以上2点、意見ですので参考に。返答は大丈夫です。

加藤（悦）会長

ありがとうございます。予防型も大事だけれども、虐待を受けた子の回復支援、あるいはもしかしたら虐待をした親支援も含めてでしょうか、そういった部分、あるいは実際に施設を利用されている子どもたち、生活保護を受けている子どもたち、そういった困難を抱えている子どもたちに対する施策をしっかりと盛り込んでいく必要があるのではないかという御意見をいただきました。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。〇〇委員、お願いします。

委員

まとめていただいてありがとうございました。ずっと気になっているのが36ページのところですけれども、本編の128・129ページです。これは記載の方法というか、見込みをどのような考え方でというところでは

が、1)の3行目、「2号認定とは、3歳から5歳で保育の必要性がある子どもですが、幼児期の学校教育の希望が強い方は、保育所を利用するのではなく幼稚園等を利用するであろうという考え方から対象としています」とあって、下の2)のほうも、2行目、「2号認定のうち、前記の幼児期の学校教育の希望が強い方」ということで、「教育」としないで「学校教育」という言葉を入れたことに意味があるということは重々分かるんですけども、このところで学校教育の希望が強い方が保育所を利用するのではなく幼稚園等を利用するという書き方による差別的な雰囲気が非常に怖いなと思っています。

それで、今、実際保育所保育指針の中でも、保育所は教育であるということは2018年から定められているということもありますので、ここの書き方を、要は学校教育を希望するのではなくて、ずばり幼稚園を利用することを希望すると書いていただかないと、保育所に対する偏見とか誤解が、さらに次の10年間についてまた増幅されるのではないだろうかという危険がありますので、ここの書き方ですね。

あと、ここのところは多分誰でも通園制度との兼ね合いとかもあると思うので、すぐに書けないかなとも思うんですけども、誰でも通園というところで、1号にも2号にも3号にも入っていない子どもについても給付が出て、しっかりと保育的なことができるんだということはどこかに明記していただくと、誰でも通園制度の意味づけというか、そこら辺を本当に皆さん理解されていないので、そこが明らかになるのではないかなと思いました。とにかく「学校教育の希望が強い」というところの誤解を招く表現をぜひともよろしくお願いいたします。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。あたかも保育内容に大きな違いがあるかのような表現になっているところは改善してほしいということですね。あとは誰でも通園制度の意味づけも含めて、全体としてどう進めていくのかが伝わるような書き方にしてほしいということで、よろしくお願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。〇〇委員、お願いします。

委員 すみません、質問ですけれども、産後ケアセンターとか、そういうのは柱の6になるのでしょうか。

加藤（悦）会長 何ページですか。

委員 32ページになりますか。

加藤（悦）会長 切れ目のない支援の部分なので、ここですかね。

委員 特に産後ケアセンターについての記載がなかったんですけども。

事務局 計画担当の〇〇からお話しさせていただきます。政策の柱の位置づけ

ということだったんですが、計画の本編の資料2②の95ページを御覧いただいてもよろしいでしょうか。第2期後期計画までは、産後ケアにつきましては、支援が必要な子育て家庭への支援ということに位置づけをさせていただいておりました。ただ、今回、第3期からは、あえて妊娠期からの切れ目のない子育て支援、要は一次予防的な支援のところに変更しております。今回、現在の取組のところにも書かせていただいていますけれども、今後、産後ケアの位置づけにつきましては、96ページの上から5つ目のところに課題を入れさせていただいておりますが、出産年齢の高齢化、あと孤立化に対するサポート不足といった課題があって、現在、産後ケア事業の需要は増加しているということもありまして、現在のニーズに合わせたサービス内容や利用枠数の確保については、検討する必要があるという課題を今回書かせていただいております、今後、施策展開の柱立ての中で産後ケアには触れていきたいと考えております。

説明は以上です。

委員

ありがとうございます。産後ケアも、今、民間のホテル業界とかが物すごく高額な産後ケアとかを出していて、お金のある人はそういうところでサービスを受けられるけれども、お金がなかったり、本当に必要としている人たちが使えない状況が増えているので、そういうところが書いていないと思ったんですが、書いてありました。ありがとうございました。

加藤（悦）会長
委員

ありがとうございました。

本編10ページ、概要版の6ページのNewのところの子ども・若者が参加参画し意見表明する会の下に、年間を通じて、子どもが歩いて行ける身近な場に参加……というのがありますが、「子どもが歩いて行ける」という表現について、このままで一般的なのかということについては御検討いただければと思います。

加藤（悦）会長

子どもも年齢が異なりますし、少しそのあたりの表現を検討させていただくと。ありがとうございました。

それでは、次のところに入らせていただきます。それで、この計画の素案につきましては、こちら8月に区で決定し、9月以降、議会報告とか区民へのパブリックコメントの実施と進んでいきますので、こちらについても7月19日までに追加の御意見等がありましたらお願いしたいと思います。ただ、計画部会は10月以降も2回ほど議論が予定されていますので、引き続き部会の皆様におかれましてはよろしくお願いいたします。

それでは、続いて報告事項に移らせていただきたいと思いますけれども、報告(1)の資料3、令和6年度保育待機児童の状況についてということで、事務局より御説明をお願いします。

それでは、保育課長の北川より御説明させていただきます。資料3、令和6年度保育待機児童等の状況についてを御覧ください。こちらは5月28日の区議会の特別委員会で御報告した内容となっております。

1の主旨ですが、区では、令和6年4月入園に向けて、保育待機児童が懸念された1・2歳児の定員確保等の緊急対策を実施したところですが、保育需給の地域偏在等もあり、待機児童が生じたことから、今後の取組について御報告をするものでございます。

2の保育待機児童の状況ですが、区内保育施設等の定員数、施設数を記載したものでございます。網かけ部分に前年比を記載しておりますが、定員数では183人の減、施設数では8施設の減となっております。

次に、3、保育待機児童算出の内訳でございしますが、認可保育園等に入園できなかった児童、一番上の1,365人から②から⑫の要件に当てはまる児童を差し引いた数が待機児童となっておりまして、今年度は58人となっております。

2ページを御覧ください。4、定員数、施設数と待機児童数の推移となっております。こちらは後ほど御確認をいただければと思います。

次に、5、保育待機児童数の地域別・年齢別内訳でございしますが、左側、昨年度は玉川地域の1歳児で2人、砧地域の1歳児で8人の合計10人でございましたけれども、令和6年度、今年度は砧地域の1歳児で26人、2歳児で19人、烏山地域の1歳児で13人の合計58人の待機児童となっております。

3ページを御覧ください。6、保育を取り巻く現状でございしますが、区内全域と待機児が生じた砧地域と烏山地域の1・2歳児のデータを記載してございます。まず、(1)就学前人口の推移と今後の推計につきましては、0歳から5歳の就学前人口は平成31年から減少に転じており、令和2年から令和6年にかけては、区全域で毎年1,500人を超えて減少しております。

そのうち、下の表になりますけれども、今年度待機児童が生じた砧地域の2歳児は16人の増加、1歳児は131人の減少ということになってございます。

続いて、4ページを御覧いただきまして、烏山地域ですけれども、こちらは1歳児で14人の増加となっております。

次に、(2)入園申込者数の推移でございしますが、ただいま御覧いただ

きました就学前人口は減少しておりますが、入園申込みは区全域で6,000人を超えて推移しているという状況になってございます。

5 ページを御覧いただきまして、砧地域になりますけれども、昨年度と比較しますと、申込者数、2歳児は21人の増加、1歳児は5人の減少、下の表が烏山地域でございますが、1歳児で40人の増加となっております。

次に、6 ページを御覧ください。(3)入園申込率の推移でございますが、こちらも昨年度と比較しますと、区全域でございますが、1・2歳児が増加しているといった状況になってございます。

下の表、今回待機児が生じた砧地域ですが、下の2歳児ですけれども、1.5%の増加、上の1歳児が4%の増加、7 ページを見ていただいて、烏山地域、1歳児で4.2%の増加となっております。この間、特に1歳児の増加が顕著となっております、5年前の令和2年と令和6年と比較しますと、区全域での1歳児は6.7%の増加に対しまして、砧地域でいきますと、1歳児では12.8%の増加、烏山地域では8.9%の増加となっております。

次に、(4)欠員数の推移でございますが、令和6年4月1日現在の区立保育園及び私立保育園の欠員数の合計は1,145人となっております、昨年より少し減ってはおりますが、特に0歳と4・5歳児が多い状況となっております。なお、0歳につきましては、年度途中入園が多くありますので、年度末にはおおむね欠員が解消する傾向となっております。

次に、8 ページを御覧ください。(5)保育待機児童の状況と傾向ということで、砧地域の1・2歳児、烏山地域の1歳児において、今回、待機児が生じておりますが、その背景としましては、区全域の就学前人口の合計数は減少しているものの、当該地域・年齢の入園申込率がほかの地域と比較して増加しており、特に、砧地域はほかの地域と比較しまして、もともと入園申込率が高くなかった地域でございますが、近年、1歳児の入園申込みの増加率が顕著となっており、保育施設に対する利用意向が高い状況にあると考えてございます。

これらの要因としまして、少し古いデータとはなりますが、砧・烏山地域における男性の就業率はほぼ横ばいである一方で、女性の就業率の上昇がほかの地域と比較して高くなっており、共働き世帯の増加に伴う保育施設の利用が増加していることが想定されているところでございます。また、認証保育所の一部閉所等もありまして、低年齢児を中心とした保育の受皿が減少したことも影響しているものと考えております。

最後に、7、今後の取組についてでございます。(1)の待機児童を生じさせない取組の検討でございますが、今年の4月入園に向けましては、区立保育園における定員弾力化解消の取りやめ、認可定員減の取りやめ、また私立保育園の御協力もいただきながら、0歳児欠員枠を活用した対策等を行いまして、97人分の入園枠を追加で確保したところでございましたが、保育需給の地域偏在等もあり、58人の待機児童が生じる結果となっております。

今後は、現在検討を進めております、先ほど御覧いただきました令和7年度からの子ども・子育て支援事業計画の検討に合わせまして、中期的な保育需給を見定めた対策の検討を進めるとともに、令和7年4月入園に向けましては、既存の保育施設を活用した受入枠のさらなる拡充など、早期の対策を取りまとめてまいりたいと考えております。

先ほど対策のお話ございましたけれども、現在、まずは令和7年4月の入園に向けました緊急対策として、既存の保育施設を活用したさらなる受入枠の拡充に加えまして、地域や年齢を限定した保育施設の新規の整備を含めた対策について急ピッチで検討を進めておりまして、庁内で調整を進めているところでございます。

最後に、(2)今後新規開設する私立認可保育所についてですが、既に事業決定しているものについて、表のとおり、北沢・砧・玉川地域の3施設を予定しているところでございます。

説明は以上となります。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。待機児童に対して新たな受入枠を調査して、さらに拡充していくという対策と、さらには新規開園ということでの対策を示していただきました。この件について、御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。〇〇委員、お願いします。

委員 今回出た待機児童ですけれども、実際97人、いろいろ弾力化して解消したというところがあるとすると、実数は多分もっと多かったのだろうと。先般、部会でも質問させていただきましたが、例えば、資料の1ページ目の②の600人が育児休業の延長をしたということで、結果的にカウントされなかった方を入れると、もっと暗数はいて、それで先ほどの〇〇委員のお話ではないですけれども、入れないということで不安を持っている方が出てきているのかなと思って深刻に捉えております。

非現実的な話かもしれないんですけれども、これを見ていると思うのが、働きに出ている方なので、一番いいのは身近なところに空きがあって、そこで入れることなんですけれども、恐らくこういう方は通勤とかで外に出かけて、それでお子さんを預けて育てられている方だと思うので、

要はメッシュみたいに全ての施設に目配りするというのは多分できないと思うので、どんな地域にいても通ってこられそうな主要な駅とかに、こういった方たちのニーズを吸収できるように、例えば区の施設とかを活用して臨時で保育設備を設ける。基準とかもあるので、そんな簡単にいかないことは分かっているんですが、こういうのを放置しておく、また区とか区政とかに対して、あらぬことを言うてくる人たちが必ず出てくるので、何とか区の施設とか駅前の空き施設とか、そういったものを活用してでも吸収ができるような対策を取ることができないかなと。主要駅に1個そういったものがあるだけでも大分違うと思うので、そういったところは検討されていないのかなとちょっと思って質問させていただきました。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。待機児としてカウントされた人たち以外にも、先ほどの〇〇委員の御意見等もございましたので、主要な区の施設を活用した対策みたいなものという御提案ですけれども、いかがでしょうか。

事務局 御質問ありがとうございます。待機児の話ですけれども、先ほどの計画の参考資料で今後の保育需要量の見込みを出しているんですが、今回、砧・烏山地域で待機児が発生していますけれども、そのほかにも北沢地域なんかでも今後厳しい状況が見込まれていますので、おっしゃるように、ほかの地域でも必要なところは出てきているのかなと思っています。

先ほどの対策につきましては、令和7年4月に向けましては、今、急ぎ取組をしているところですので、空きのテナントを今後探して、私立の分園という形を今考えているんですけれども、まずは緊急対策として取り急ぎ4月に間に合うように、今、対策を打って出ているところです。御指摘の区立の活用を含めたところにつきましては、今後、中期的な対策として併せて検討はしていきたいと思っていますが、まずは4月に向けた対策ということで、今、急ピッチで進めているところでございます。

以上です。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。先ほど説明にありましたように、共働き家庭が増加することによって保育所利用率が上がっていくことで、保育所利用者が増えていくということも見込まれますので、少しそのあたりは先を見越した支援ということで、またお願いできればと思います。貴重な御意見ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。〇〇委員、お願いします。

委員 ありがとうございます。8ページ目の今後新規開園する私立認可保育

所についてお伺いしたいんですけれども、玉川地域にできるスマイルキッズですが、社会福祉法人の（社）になっているんですが、これは株式会社ではないですか。

事務局
委員

社会福祉法人のほうのスマイルキッズです。

世田谷区にはスマイルキッズという株式会社があつて、それとまた別にキッズスマイルというところもあるんですけれども、キッズスマイルではないですよね。それはよかったです。キッズスマイルではないと聞いて、あれなんですけれども、スマイルキッズというところも会社としてはあるんですが、社会福祉法人なのですか。認証とか病児保育とかをやっているところは株式だと思うんですが。

事務局

関係性はあると思うんですけれども、今回は株式会社ではないところで、すいません、確認をさせていただきたいと思いますけれども、表記は間違っていないと思っています。

委員

分かりました。時々、株式が社会福祉法人をつくって、実は同じなんですけど、社福を持っているとかいうところもある。最近、株式の関係のところの問題が、逆になっている名前のところが多いので、非常に心配だなと思いましたので、よろしくお願いいたします。

加藤（悦）会長

ありがとうございます。ほかには大丈夫でしょうか。

それでは、次の議題とも少し関係してきますので、報告2番に移らせていただきたいと思います。資料4の世田谷区保育の質ガイドラインの改訂についてということで、事務局より御説明をお願いします。

事務局

子ども・若者部保育の質向上担当副参事の小林より、資料4の世田谷区保育の質ガイドラインの改訂について御報告をさせていただきます。

1、主旨でございます。国が定める保育所保育指針等に基づき、区を考える子どもを中心とした保育を実践するための基本的な指針として、平成27年3月に策定した世田谷区保育の質ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）について、策定からおおむね10年経過することになりましたので、このたび改訂を行いたいと思っております。

2の改訂に向けた経緯及び方針でございます。経緯は記載のとおりでございますが、方針についてです。改訂に当たりましては、基本的な考え方を継承しつつ、以下に掲げるような区の保育を取り巻く状況の変化を踏まえて、この先10年間を見据えたガイドラインの在り方を再度検討してまいります。

(1)の保育施設数の増加でございます。区では、待機児童対策としてガイドライン策定後も質と量の両輪を重視した保育施設整備を続けてまいりました。私立認可保育園の数だけでも、平成26年度の66園から令

和5年度は203園に増加しておりまして、区立保育園や認可外保育施設も含めると区内の保育施設は400施設以上となっております。

(2)の区内保育施設での虐待（不適切な保育）の発生でございます。令和5年5月に国の保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインが策定されました。この間、区内の保育施設での虐待（不適切な保育）が複数件発生しております。区でも、児童福祉審議会保育部会委員からの御意見を踏まえまして、虐待（不適切な保育）に関する課題について議論を重ねてまいります。

(3)の世田谷区子ども条例の一部改正でございます。子ども自身が権利の主体であるということを認識しまして、子どもの権利を子どもの生活の場、学びの場、支援の場において具体化することによって、子どもの意見表明を大事に受け止めて、子どもの心の声を汲み取り、保育現場におきまして実践に移していくということを重要視しております。

裏面を御覧ください。3にガイドライン改訂委員会の委員の方々を記載しております。

4におきましては、今後のスケジュールが記載されております。今年の7月にも第1回目が開催されました。これから約4回にわたりまして検討を進めてまいります。そして、10月以降にも子どもや保護者や園長、職員との意見交換なども踏まえまして、ガイドラインに盛り込んでいきたいと思っております。令和7年4月運用開始を目指しまして、このように計画を進めてまいります。

報告は以上でございます。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。それでは、ただいま事務局から御説明がありました件につきまして、御意見、御質問などあればお願いいたします。いかがでしょうか。〇〇委員、お願いします。

委員 御説明ありがとうございます。保育の質ガイドラインについては非常に期待をしておりますので、進めていただきたいんですが、実は前回の区民版というか、親版も分かりやすくてよかったんですが、幼稚園のほうを回らせていただきますと、ほぼ普及していないというか、あること自体が浸透していないのです。今回も一応保育施設ということで、認可外も含めて全体への普及を意識はしてくださっていると思うのですが、先ほどの〇〇委員の幼児教育を行う同じ施設として、幼稚園でもやはり子どもの権利意識とか、そういうことについて共通に普及していったほうがいいと思うわけです。今回、ガイドラインの中にも子どもの主体性、権利の問題が大きく盛り込まれると思いますので、今後の普及も見据えて、ぜひ政策をしていただきたいと思うところです。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。ぜひ、これらが幼稚園も含めてしっかりと活用できる普及面も御検討をお願いできればと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。続いて、〇〇委員、お願いします。

委員 幼稚園の話で、そこに乗っかる形ですけども、私の子どもも幼稚園には行っていたんですが、いろんな幼稚園があつて、きっと保育園ほど立入検査とかはないんですよ。立入検査を特に運動会の前にしてもらうといいのではないかなというのは個人的にすごく思います。周りの親もその話はよく出るんですけども、あそこの幼稚園は運動会の前に怒号が飛んでいるなんていう話はよく聞いていて、あそこの幼稚園は言うことを聞かないと押し入れに入れられちゃうらしいとか、本当に聞くんですよ。あの先生が怒鳴って、園長の先生の部屋に入れちゃうらしいとか、結構聞こえてくるんですが、これはすごく親のローカルな情報なので。ただ、幼稚園は結構独自性があつて、それを選んでくる保護者も多いんですが、入ってからやめたりってなかなかできないし、入って子どもたちの拙い言葉でいろんな情報を得るのは年長ぐらいになってからだったりもするので、そこは本当に一緒に普及してほしいということです。

ちょっと話が飛んでしまうんですが、先ほどの待機児童、保育園の需要がどんどん増えているんですけども、子ども条例で子どもを支え合う地域づくりという項目があつて、預けるのがいい悪いではなくて、預けたことによって、公園とか、親と子どもが来ているというシーンが今公園をのぞいてもすごく減っているんですが、親が子どもを連れて行くと地域の人とそれで話したり、ほかの小学生を連れた親と乳児の親がつながったりということは多いんですが、保育園の子のお散歩と地域がつながるといのはなかなか難しくて、「かわいいね」ぐらいは言うけれども、地域の人でも保育園の子に話しかけるのはなかなかハードルが高い。地域が緩やかにつながるといとき、幼稚園、保育園の子どもたちが増えているのであれば、今後、そこと親、地域の関係がつかれるような仕掛けができるといいのではないかなと思いました。

以上です。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。1点目につきましては、このガイドラインの普及、あるいは活用方法を伝えていくといったことも兼ねて、少し幼稚園を訪問したりするなんていうことも考えられるかもしれないですね。

また、保育所利用者が大変増えてきていますので、保育所が子どもと地域とのつながりを散歩などで作り出していくなんていうことも大

変大事な視点かと思います。ありがとうございます。

事務局から何かございますか。大丈夫ですかね。ほかにはいかがでしょうか。それでは、1回目の会議が開かれたということで、〇〇委員は委員ですので、また2回目以降ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、報告事項の3番に移らせていただきたいと思います。資料5、生活保護世帯から進学する若者のための給付型奨学金についてということで、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局

子ども家庭課の瀬川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。今日は、資料5で水色のチラシをお持ちさせていただいておりますが、この給付型の奨学金の背景だけお話しさせていただきますと、区は、この間に、高等教育における経済的負担軽減のための支援として、せたがや若者フェアスタート事業によって、児童養護施設や里親のもとを巣立った若者に対する給付型奨学金を実施してきましたが、その後の議会等での議論を踏まえまして、今回、生活保護世帯出身の大学生等に対する給付型奨学金の支給を開始いたしております。

主旨としましては、生活保護世帯の子どもの大学進学率が全世帯の大学進学率の75.2%に比べ39.9%と著しく低い状況にありまして、その原因の一つとして、生活保護世帯の子どもの大学等に進学した場合、生活保護の適用から外れ、世帯の生活保護費が減額になるという現状があります。このことが進学を考える際に影響したという形で61.9%が回答しているという国の調査もありまして、生活保護世帯の子どもの高等教育への進学に当たって、国の生活保護制度が大きな障壁となっているところに鑑みまして、こうした困難を抱えている生活保護世帯出身の若者の大学等の高等教育への進学支援及び中退防止を図るということで、給付型奨学金を実施しております。

もう少し背景を言わせていただきますと、生保世帯の子どもの大学に進学した場合、その子どもは世帯分離をしなければならず、例えば、両親もしくは母、本人、中学生のきょうだいというモデルケースの場合、2人親世帯の場合は月額3万9,870円、ひとり親世帯では月額4万8,240円の減額になると言われております。国のほうも高等教育の修学支援新制度、給付型奨学金なんですが、こちらのほうを国公立の場合は54万円、私立の場合は70万円、授業料の減免を受けることができるようになっておりますが、私立の場合、大学の学費自体が平均120万円ほどかかる中で、残りの学費とか生活費用を学生自ら補う必要が出ております。こうしたことから、アルバイトをするということになるんですけども、学業と就労の両立が困難となったり、大学中退の懸念がされるような現状

があったというところが課題としてございました。

裏面のほうにこの奨学金の基本的なスペックを書かせていただいております。対象となる方、対象経費と給付額、手続の流れ、受付期間ということです。1点だけ、給付額はフェアスタートの奨学金と合わせております。現在も受付をしております、7月の申込みと、今年度は10月と12月、この3回の申込みを予定しております。7月から給付を開始しているんですけども、現在、31件の申請がございます。当初は60件想定していたんですが、どうやらもう少し対象の方がいらっしゃるようで、70人ぐらいの想定になっております。現状でこのような形でスタートしておりますので、改めてこの機会に御報告をさせていただきます。

以上です。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。国の支援が不十分で、なおかつ、実際に若者に厳しい、社会的な不利が生じているところに、世田谷区が独自に給付型奨学金を設けるということで出てきた施策ということでした。ありがとうございます。この件につきまして、御意見、御質問などがありましたらお願いいたします。

久保田副会長 久保田です。御説明ありがとうございます。素晴らしい取組だと思います。今後に向けて要望というか、御検討していただくといいかなと思うところ、多分すぐには難しいというのは私も重々分かりますので、2点ほどお伝えさせていただければと思います。

まず、1点目ですけれども、世田谷区で生活保護を受給していた、かつ、保護者が今も世田谷区で生活保護を受給しているという設定をされておりますが、世田谷区の場合、大学が多いというところもあり、地方で生活保護を受けていて、出てきているという学生が結構たくさんいます。うちの大学にも、もともと生活保護を受けていて、地方から出てきているという学生もおります。そうすると、自治体の財政の規模によって、こういうのは全くありませんという学生も多くいますので、今年どれぐらいあるか、今後もどれぐらいの件数で推移していくかを見ながらで構いませんけれども、そういった世田谷区に出てきている学生も少し検討していただけると、よりいいかなと思ったのが1点です。

あと、「来年4月に大学に進学する学生のお申し込みは、令和7年4月になります」と書かれていますので、これはどちらかというと事後申請、入学してから申請という立てつけになっていると思うんですが、生活保護受給世帯のお子さんが大学進学を検討する際は、かなり入念に事前にお金の計算をして、もともとあったものもありますし、貸付けも含

めて、いろいろ計算をしながら、ぎりぎりのラインで大学進学を決めて、ようやく来るということもありますし、実際大学に入学すると、もう3月ぐらいにはお金を払えよということで、結局、そこで借金をして、後で給付金が来て、それで補填するみたいなことをやるお子さんたちも結構いますので、やはり事前に申請して、合格が出た時点で給付できるような仕組みにしていただけると、もっと使い勝手がよくなる制度になるのではないかなと思いますので、そのあたりも今後の使い方というか、利用されたお子さんたちの御意見もいただきながら、いい形に変えていっていただくといいかなと思います。

以上2点です。意見ですので返答は大丈夫です。

加藤（悦）会長 それでは、今後さらに検討してほしい点として2点挙げていただきました。ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

時間が大変超過しまして申し訳ございません。本日の議事は全て終了いたしました。貴重な御意見ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しします。

嶋津課長

加藤会長、進行ありがとうございました。あと、委員の皆様も、たくさん貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。

お時間も来ておりますが、もう一つ、資料配布でせたホッと活動報告会のチラシを配っております。今月、7月23日火曜日に、子ども・子育て総合センター3階で、これは毎年実施しているんですが、6時から実施しますので、皆さん御参加していただければと思って御案内させていただいております。なお、このチラシに書いておりませんが、先ほど事務局に確認したんですけれども、実は第2部の実践報告の中で、本日、委員としても参加していただいている〇〇先生も参加されるというお話も聞いておりますので、このあたりもよろしくお願ひしたいと思います。

あと、報告書がついておりますので、それはまた後ほど御覧ください。

事務局から事務連絡として幾つか連絡させていただきます。1点目ですけれども、本日お示ししました子ども条例の改正（素案）と子ども・若者総合計画（素案）についての追加の御意見につきましては、先ほども出ておりましたが、7月19日金曜日までに事務局までメールにてお寄せいただきたいと思います。よろしくお願ひします。その後、最終的な決定に向けて、加藤会長と事務局で調整させていただきたいと思います。

続いて、2点目です。本会議の議事録につきましては、整い次第、皆

様にメールでお送りさせていただきます。お送りします議事録につきまして、御自身の発言部分を御確認いただいて、修正がございましたら事務局まで御連絡をよろしくお願いいたします。その後、区ホームページで本日の資料とともに公開するという事で予定しております。

最後、3点目です。次回の子ども・子育て会議の日程でございます。次第の一番下に書いてありますとおり、第3回の会議を10月25日金曜日、午前9時半から開催したいと考えております。また時期が近づきましたら会場を含め御案内をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして令和6年度第2回世田谷区子ども・子育て会議を閉会いたします。皆様、ありがとうございました。